

風紀改良協会とマンデヴィルの論争関係

——ウッドワードの分析を中心に——

甲 田 太 郎*

I 序論

18世紀英国の思想家バーナード・マンデヴィル（1670-1733）の社会思想は、主著『蜂の寓話—私悪すなわち公益—』が風刺詩であり皮肉に満ちていたので、その真意を探るために、同時代人との論争関係の考察がこれまで行なわれ続けてきた。マンデヴィルによる論駁対象としては、第3代シャフツベリ伯爵（1671-1713）¹⁾と風紀改良協会 the Societies for Reformation of Manners²⁾が代表的なものとして挙げられる。マンデヴィル自身は『蜂の寓話』において、「シャフツベリ卿とわたくしの体系ほど相反するものはありえない」³⁾というようにシャフツベリとの二項対立を強調している。このように相手を名指しで明確に批判するのは、『蜂の寓話』においては例外的であるため、マンデヴィルの主たる論駁対象がシャフツベリであるという解釈が可能である。

だが一方で、例えば『続・蜂の寓話』の5年前に発表された『公営売春宿擁護論 *A Modest Defense of Publick Stews*』（1724）において、マンデヴィルは風紀改良協会に対する反論の片鱗を見せている。協会はマンデヴィルのもう一つの論駁対象として知られてはいるものの、両者の論争関係を主題として考察した研究は少ない。マンデヴィルとシャフツベリの論争関係が一次文献を元にした詳細な比較が行なわれているのに対し、協会はその議論に付随的なものとして、すなわちシャフツベリとセットで語るべきものとして、部分的に扱われていることが多い。

しかしながら、シャフツベリと風紀改良協会の思想は決して同じものではない。例えば、シャフツベリが理神論的立場から道徳と宗教を切り離して考えたのに対し⁴⁾、風紀改良協会は道徳と宗教

* 京都大学大学院経済学研究科博士後期課程

1) シャフツベリの思想については、拙稿 [2015] で以下のような議論を行った。従来は、人間が生来の自然的情動の「徳」によって自律的に社会秩序を構築する過程において、その自然発生的側面が強調されてきたが、シャフツベリの2つの留保は見過ごせない。第1に、道徳的体系は完全に普遍的なものではなく、「徳」には相対的側面もあるとシャフツベリは考えていた。第2に、すでに「徳」を持っている自然の人間に「紳士教育」という人為が加わることで「徳」がさらに促進されるとシャフツベリは考えており、シャフツベリの人間像には大きく分けて2つの段階があった。

2) 「道徳改良協会」、「風俗改革協会」など、多くの研究者による多様な訳語が存在するが、mannersには「道徳」以外の意味も多く含まれること、そして本稿で後述するように、協会があくまで外在的言動に対する取り締まりを意図したものであること、政治的・法的な「改革」を必ずしも意図するものではないこと、などから「風紀改良協会」という訳語を当てた。

3) Mandeville [1724/1988] p. 324. (泉谷訳 298 ページ)

4) 拙稿 [2015] 参照。信仰は道徳的行為を促進することもあるが、道徳的行為は信仰の有無とは無関係である、とシャフツベリは述べている。

が一致するということを協会の共通の前提としている。信仰によってこそ道徳的行為が可能であり、そうして道徳的罪を防ぐことで社会的悪も防げる、という議論だったのである⁵⁾。この看過できない一例を踏まえると、シャフツベリとは切り離して、風紀改良協会をマンデヴィルとの関係において考察する必要性は非常に大きい。

先行研究において、風紀改良協会はマンデヴィルによる論駁対象として注目はされていたものの、協会の思想の直接的かつ詳細な考察を踏まえた両者の比較は十分になされていない。ただし、風紀改良協会単体の考察においては、例えば次章で言及するような、坂下史や山本範子の先行研究が存在している。両者は共に、名誉革命体制成立期の英国社会の様相を描き出す論点としてこれを扱っているが、マンデヴィルとの潜在的論争関係の考察は行なっていない。すなわち、風紀改良協会に肉薄した先行研究は存在するが、マンデヴィルとの論争関係を探る過程には生かされていない、ということである。そこで本稿は、マンデヴィル研究と風紀改良協会研究の橋渡しをし、マンデヴィルの同時代的論争の立場をより明らかにすることを目的とするのである。

本稿は協会の思想の内実を明らかにすることを第一とし、協会の中心的人物と見なされるジョサイア・ウッドワードの全協会の手引の著作を手がかりに、マンデヴィルの著作の記述も参照することで、マンデヴィルと協会の論争関係を再考することを目指している。マンデヴィルの著作にウッドワードの名前が見られないことから、両者が直接的な対抗関係であると見なすことは難しいが、ウッドワードの主張から潜在的論争関係を推測することで、マンデヴィルの同時代的な位置付けがより明らかになるはずである。

本稿の構成は以下ようになる。まず、第Ⅱ章では先行研究を参照しながら風紀改良協会の概要を確認する。次に、第Ⅲ章においてはウッドワードの著作を詳細に分析する。その結果を踏まえながら、第Ⅳ章ではマンデヴィルの反論内容と彼自身の持論を確認しつつ、マンデヴィルと風紀改良協会の思想の関係性を議論し、最後に第Ⅴ章で結論を述べることとする。

Ⅱ 風紀改良協会の概要

本章では風紀改良協会の概要を確認する。風紀改良協会に関してスティーヴン・H・グレッグは、彼らの主張が古い宗教的レトリックに依拠しているとしながら、彼らが宗教的徳と世俗的徳の結合を図ったと考察している⁶⁾。これは、本稿の第Ⅲ章の第2節で、協会の推奨する取り締まり内容の概要を見るとより明らかになることだが、肯定的表現で述べるなら、イングランド国教会の教義を守ることがそのまま道徳的に望ましい行動に繋がる、ということである。だが、逆の表現をとれば、国教会の教義に対する違反を法によって積極的に告発することで、道徳的に望ましい社会を実現しようとした、ということである。

国教会は当時、国教徒が非国教徒のことをどこまで容認するかが主要な論点となっていた。当時の国教会の考察については青柳ゆりが詳細な議論を行なっている。名誉革命以前はジェームズ2世のカトリック化政策への対抗の必要性からプロテスタント内で団結しようとし、非国教徒に対する寛容が広がっていた⁷⁾。しかし、名誉革命によってプロテスタントの国王が誕生すると、非国教徒

5) Horne [1978] p. 4. (山口訳6ページ)

6) Gregg [2001] pp. 17-28.

に対する警戒が改めて高まったのである⁸⁾。ただし、名誉革命後は非国教徒を排除しようとする一枚岩の動きではなく、緊張度の高い分裂ではなかったが、両者が平和な関係性にあったという当時の著述もある一方で、非国教徒に対して国教会への統合を求めようとする動きも根強かった⁹⁾。風紀改良協会の運動は、ちょうどこのような不安定な情勢の中で拡大していったのである。そこには、非国教徒の存在を容認しつつも国教会に統合させていこうとする意図が、掲げる教義の中に現れているとも考えられる。

この運動に関して坂下は、名誉革命後の中央国家権力の強化に対する反発が、道徳的「腐敗」に対する批判という形で表象されたという社会学的考察を行っている¹⁰⁾。彼は、風紀改良協会が愛国者を名乗る英国社会の中間層から生じたことにも注目している¹¹⁾。坂下の呼ぶ「中間層」という表現とも重なる考察として、山本がこの運動を「国教会の俗人信徒が、悪徳を告発するために、ボランティアに活動したのは、このSRM [風紀改良協会]¹²⁾がイギリス史上最初であった」と評していることが挙げられる¹³⁾。ただし、この運動が俗人によって拡大されたことは確かだが、発信元は聖職者による説教であることも多く、「説教、悪徳の告発、報告書の出版・配布」¹⁴⁾の3つで協会が成り立っていたことをここで確認しておきたい。

ここで、協会の成り立ちを簡潔に振り返っておくこととする。トーマス・A・ホーンの研究によると、風紀改良協会は1690年頃にロンドンのタワー・ハムレット地区で、反道徳の温床の売春宿を廃止しようとしたことに端を発している。創設者たちは売春宿が不運な境遇の人々のせいであると考え、彼らに勤勉と努力を奨励し、売春宿の廃止を目指して、「著術活動に関する申し合わせ an agreement in writing」を結んだ。これが風紀改良協会の始まりである¹⁵⁾。創設者の1人はストランド街に移って新しい協会を作り、同様に1699年までには8個以上の分派が生まれ、1701年までに協会の数は20を超えることとなった。この協会は全ての悪徳と不信心な行為を告発することを謳っていた¹⁶⁾。当時の英国においては、法による懲罰に関して、人々からの告発を重視していた¹⁷⁾。このことにより、協会のための法的な告発が慣習化し、告発の数は1738年までに10万を超えた¹⁸⁾。

風紀改良協会は著述や言論による道徳的教化を目指しただけでなく、このように法的な告発行為を積極的に推進したところに特徴がある。以下の本稿の議論によれば、彼らは道徳的罪に法的罪の適用を目指したという解釈が可能である。

7) 青柳 [2008] 127 ページ。

8) 青柳 [2008] 127-128 ページ。

9) 青柳 [2008] 146-147 ページ。

10) 坂下 [1997] 144-145 ページ。

11) 同上, 145 ページ。

12) 本稿の [] は本稿の筆者の補足である。

13) 山本 [1996] 1 ページ。山本は近年、同時期のキリスト教知識普及協会についても詳細に論じているが(山本 [2015]), 本稿の主旨からは外れるのでここでは取り上げない。

14) 同上, 7 ページ。

15) Horne [1978] p. 1. (山口訳 1 ページ)

16) Ibid., p. 1. (山口訳 2 ページ)

17) Ibid., p. 2. (山口訳 2-3 ページ)

18) Ibid., p. 4. (山口訳 5 ページ)

ここまでの概要を踏まえれば、社会にとって有益な道徳を認めるマンデヴィルの姿勢¹⁹⁾と、不道徳の社会的告発を推進する風紀改良協会の姿勢は、一見それほど対立しないように見えるかも知れない。しかし、協会の掲げる思想がどのようなものだったかを分析することによって、両者の立場の違いが明らかになる。以下では、実際の協会の主張がどのようなものであったかを見ていくこととする。

Ⅲ ウッドワードの著作

本章は、風紀改良協会の中核にいたウッドワードの『風紀改良の進歩の報告 *An Account of the Progress of the Reformation of Manners*』(1701) [以下、『報告』と記す]と『*An Account of the Societies for Reformation of Manners* 風紀改良協会の説明』(1699) [以下、『説明』と記す]²⁰⁾を分析することによって、協会の立場を確認することを目的とする。

Ⅲ 1 『報告』：協会の成果

風紀改良協会は、「著述活動に関する申し合わせ」から始まったことからもうかがえるように、1つの固定的な政治組織というわけではなかった。協会の主張に賛同する人々が、それぞれの文筆や説教という手段を通して、風紀改良の運動を拡大させていったのである。その中でも、協会の構成員として政治評論家の活動を行った、ロンドンのポプラーの国教会聖職者であるウッドワードの『報告』は、道徳違反を禁止する法の執行を訴えた全協会の案内書の著作であるとホーンが見なし²¹⁾、協会に言及する際の中心的文献となっている、1702年発行の『*A Help to a National Reformation Containing an Abstract of the Penal-laws against Prophaneness and Vice* 冒瀆と悪徳に対する法的刑罰の概要を含む国民改革への手引』(1702) [以下、『手引』と記す]の中に収められている。本稿はひとまずホーンの分析に従い、本章において、先にこの著作の分析を行うこととする。しかしながら、これより前に著された『説明』には、『報告』よりも詳細かつ具体的な記述が見られるため、本稿は両著作の考察を踏まえた上でウッドワードの主張を分析するということをあらかじめ付言しておきたい。

ジョン・スパーによると、ウッドワードは1657年、ダーズリーの教区牧師である長老派のジョゼフ・ウッドワードの息子として生まれた²²⁾。1689年までの間にポプラーの聖職者となり、その後は風紀改良協会の広報担当的立場となっており²³⁾、彼と同じ陣営側には、ジョン・ロックとの国教会論争で知られるエドワード・ステイリングフリート²⁴⁾の名前も見られる。ウッドワードは1696年に、協会の先駆けの一人として風紀改良を目指す最初の説教を行っており、その内容は『ロンドン市における宗教的協会の進歩の報告 *An Account of the Progress of the Religious Societies in the City of London*』で見ることができるが²⁵⁾、これとは独立しつつも、内容としてはこれの完

19) 拙稿 [2017] 参照。

20) 非常に類似した長い書名であるため、内容において前者は成果報告、後者は所信表明の割合が大きいことから、本稿ではそれぞれ『報告』『説明』と称すこととした。

21) Horne [1978] p. 1. (山口訳2ページ)

22) Spurr [2004] p. 243.

23) Ibid., p. 243.

成版にもあたり、協会の『手引』に収録されて広く利用されたのが『報告』である²⁶⁾。

ウッドワードは確かに風紀改良の運動を進めた先導者だが、W・A・スペックの先行研究で指摘されているように、道徳的墮落が経済に悪影響を与えるということにも多少の言及はしている²⁷⁾。しかしながら、本稿の以下の分析で明らかになるように、本書において、その相関関係は具体的かつ論理的に考察されているわけではなく、協会の運動による取り締まりの結果が経済に良い影響を与えるかどうかに関しては触れていない。ただ、マンデヴィルのもう一つの論駁対象であったシャフツベリに経済的観点が全くなかったこと²⁸⁾に比べると、特筆すべきことではあるだろう。

これから『報告』を分析するにあたって、マンデヴィルとの時系列の関係を確認しておくが、マンデヴィルがオランダから渡英後、英語による著作活動を始めたのは1703年の*Some Fables after the Easie and Familiar Method of Monisieur de la Fontaine*からであり、1714年の『蜂の寓話』の前身である*The Grumbling Hive: or, Knaves Turn'd Honest*は1705年に発表されている²⁹⁾。一方、本稿の扱う『報告』は1701年版を底本としており、1702年の『手引』に収録されてから再販が繰り返され、協会の手引として広まった。なお1701年は、前述したように協会の数が20を超えた隆盛期である。

それでは、以下で『報告』の記述の分析を行いたい。『報告』は「不敬と墮落に対する法的刑罰の執行によって、道徳的改良を促進するためになされている試みについて、あなたは聞いたことがあると思うが、これは初め、英国国教会の数人によって開始され」、「これらの努力は非常に大きな成功を収めている」という自己賞賛から始まり、人々の墮落の例に「酔っ払い」や「あけっ広げなみだらな行為 open Lewdness」などを挙げている³⁰⁾。また、この風紀改良の運動がイングランドに留まらず、アイルランド、教会を背景としたスコットランドにまで波及していることを強調し、「神の祝福を受けてキリスト教世界の大部分がこの影響を受けることを望む」と述べている³¹⁾。さらにこの報告は「ラテン語、フランス語、ドイツ語に翻訳中」であり、「世界の大部分に普及」し「成功を収める」だろうとしている³²⁾。このように、英国国教会のウッドワードは風紀改良の運動をイングランドの国内問題に対する処方箋としてだけでなく、キリスト教世界全体で推し進めるべき運動だとし、その成功を確信し、現状としても成功しているという認識でいたことが分かる。

続いてウッドワードは、法と道徳を結び付ける議論を次のように行っている。

24) スティリングフリートの思想については、国教会の統一の主張をめぐり、彼自身は「包容」の立場から議論を行っており、一方で「寛容」の立場から反論したジョン・ロックとの論争関係の中で言及されることが多い。本稿はウッドワードの著作分析に主軸を置くため、スティリングフリートについては次稿以降で考察することとしたい。スティリングフリートについてはロックとの論争関係において、山田園子(山田 [2013] 59-114 ページ)と武井敬亮(武井 [2016] 141-168 ページ)が詳細に論じている。

25) Spurr [2004] p. 243.

26) Ibid., p. 243.

27) Speck [1975] pp. 68-70.

28) 拙稿 [2015] 参照。

29) 田中 [1966] 18-22 ページ。

30) Woodward [1701] p. 3.

31) Ibid., p. 4.

32) Ibid., p. 4.

かつてから、公悪 [public vices] や宗教に対するあけっ広げな背徳を行なったものの拘束は、統治において大きな利益になると考えられてきた。その拘束とは、別の国々においては多少厳しいかも知れないが、カトリック、プロテスタント、ユダヤ、イスラムがみな制定する、文明化された国家 [civilized Nations] の法の制定である³³⁾。

このように、ウッドワードは統治において宗教的違反行為を取り締まるのが、あらゆる文明化された国家にとって利益になることを強調している。彼にとっては道徳的規範と宗教はほとんど同義であり、彼はそれらを遵守することが世俗的利益に直結すると考えたのである。

ウッドワードは以上の考えを協会の運動の妥当性と結び付け、構成員の著作が各国語に翻訳され、ドイツなど外国各地に賛同者の輪を広げていることを示している³⁴⁾。このように、本書の前半は、いかに協会の運動が「成功 success」しているかを何度も強調しているが、運動が各地に広がっていることを示す記述は多数見られるものの、実際にどのように社会において「成功」しているのかを示す記述は見当たらない。すなわち一見すると、ウッドワードの考える運動は理念が先行しており、その理念の広がりを持って「成功」と見なしてはいるが、社会的にどのような影響が起きるかは検証していないように思われる。ただしこの考察は、次節で新たに『説明』を分析することによって、再検証することとする。

ウッドワードは、敬虔な人々が「冒瀆 Profaneness」と「悪徳 Vice」を一掃するのに成功した方法として、風紀改良の運動を繰り返し賞賛しており、この運動を「キリスト教世界」全体に広げるべきであるとしている³⁵⁾。宗教と道徳を切り離して論じようとしたシャフツベリ³⁶⁾とは異なり、マンデヴィルにとってのもう一人の論駁対象である風紀改良協会は、キリスト教的側面を非常に大きく持つものであったことが分かる。ウッドワード自身は国教会の聖職者だったが、この運動は国教徒、非国教徒を超えた運動であると彼は捉えていた。ウッドワードは冒頭から引き続き「改良の成功の方法」について触れ、協会の『報告』が多国語に翻訳されていると強調し、「人間に対する恩恵 Benefactor to Mankind」に寄与するとしている³⁷⁾。

ウッドワードのここまでの記述は、マンデヴィルの『蜂の寓話』のような個別分析的な議論方法に比べて、今日から見るといささか説得性に欠ける部分があるかも知れない。キリスト教の規範を遵守し、違反者を法によって罰することが利益になる、ということが論証不要の前提となっており、その理念がいかに広まったかが成功の証拠として強調されている。なお、実際の取り締まり内容については、次節で分析する『説明』の方に詳しい。

『報告』において、不道徳の積極的な取り締まりが社会に対して具体的にどんな利益をもたらすかを論じないまま、ウッドワードの議論は風紀改良に向けた告発の推奨へと向かう。具体的には「警官 Constable」への通報を勧めるのである³⁸⁾。彼は、「宗教的違反者に対する情報提供を促進し、協会の地位が向上すること以上に役立つ努力はない」³⁹⁾と述べる。そして、1699年4月4日の

33) Ibid., pp. 4-5.

34) Ibid., pp. 5-6.

35) Ibid., p. 7.

36) 拙稿 [2015] 参照。

37) Woodward [1701] p. 7.

38) Ibid., p. 12.

カンタベリー大主教の会報を好例として挙げ、「俗人の全ての敬虔な人々は、[道徳的] 違反者に対して世俗の治安判事による罰を受けさせるべきである」という大主教の言葉の実行を推奨している⁴⁰⁾。ウッドワードによれば、「聖職者たちは主教たちによって、俗人たちが義務や名誉として、冒瀆や悪徳を治安判事に対して告発させ、彼らが頻繁に会うように駆り立て、彼ら[俗人たち]が住む場所においてどのように慎重かつ効果的に[告発を]とり行うかを調べるよう義務付けられている」⁴¹⁾。そして、彼は「法的刑罰 Penal-Laws」をキリスト教の違反者に用いることを勧めたのである⁴²⁾。

『報告』においてウッドワードが推奨し、かつ運動の成功として賞賛した告発の主たるものは、「酔っ払い」と公での「みだらな行為」だった⁴³⁾。風紀改良協会の案内書として用いられ続けた本書において、告発すべき不道徳の代表が、例えば殺人や強盗などではなく、「酔っ払い」と公での「みだらな行為」であったことには注意を要するだろう。これは、協会の運動が売春宿の廃止に端を発していたことにも起因すると思われるが、ウッドワードの記述において、これらの行為がいかなる社会的害悪を引き起こすのか、具体的に触れられている箇所は見られない。よって、これらの行為そのものを、宗教的見地から、自明の悪として捉えていたことがうかがえる。『報告』における風紀改良を目指した告発の推奨は、次節「治安判事の義務 The Obligations of a Justice of the Peace」において、再度似たような調子で繰り返されるのである。

以上のように『報告』の概要を確認したが、あくまで本書を対象を限定して考察した場合、ウッドワードの記述は、現実への対応策、すなわち不道徳の取り締まりについては書かれているものの、それがどのような影響を与えるかの考察が欠けている。また、協会の「成功」はその運動の広がりによってしか示せていない。これとは対照的に、マンデヴィルは「自分のことを理解している者がごくまれにしかいない最大の理由の一つは、たいていの著述家が、人間はどうあるべきかということはいつも説いているくせに、人間の現実のあるがままの状態についてのべようなどと頭を悩ますことが、ほとんどないためである」⁴⁴⁾と述べており、これは人間のあるべき姿を説く理想主義的なシャフツベリに対する批判と通常見なされるだろうが、ウッドワードはシャフツベリとはまた別の意味でマンデヴィルの批判の対象になるだろう。すなわち、ウッドワードは現実の問題を見て対処しようとしたものの、その対応策の社会的影響を考えず、キリスト教の遵守という理念のみで突き進もうとしたように「見える」ということである。

しかしながら、以上のウッドワードの議論は協会の『手引』に収録された1701年の『報告』においての話である。次節で扱う1699年の『説明』は、その前段階で著されたものであるが、ウッドワードの主張とその意図をより具体的に知ることができる。ホーンの参照した素材は『報告』のみにとどまっているが、本稿は『説明』を追加で考察することによって、よりウッドワードの思想解釈に肉付けするものである。

39) Ibid., pp. 12-13.

40) Ibid., p. 13.

41) Ibid., p. 14.

42) Ibid., p. 18.

43) Ibid., p. 16.

44) Mandeville [1732] p. 39. (泉谷訳 37 ページ)

Ⅲ 2 『説明』：違反行為の内実

本節ではウッドワードが『報告』よりも前に著していた『説明』の記述を考察する。『報告』でウッドワードが振り返ったところによれば、本書は、風紀改良の努力の始まりとその成功をもって、あらゆる階層の人々の冒瀆や悪徳に対する抑制を試みた談話である⁴⁵⁾。そこに挙げられた成果は『報告』の内容とほぼ重複するが、特筆すべきことは、風紀改良の観点から、違反行為とそれに対する法的刑罰を表にしたものが、巻末に付与されていることである。ウッドワードが挙げた違反行為をまとめると、以下の計六群に分類できる⁴⁶⁾。

まず第一群は「安息日の冒瀆」である。最初に挙げられているのが日曜祝日の教会の欠席、そして聖礼典の欠席である。続いて聖礼典での私語や侮辱行為、教会の集会や説教の妨害と続く。以降は安息日の過ごし方に対する違反が、職業などの状況にも応じて列挙され、娯楽や旅行などの様々な禁止行為が挙げられている。これらの刑罰は主に罰金刑である⁴⁷⁾。他の違反に比べると、比較的軽い刑罰であると言えるだろう。

続く第二群は「酔っ払い」である。酒に酔うことはブリテン人の古くからの習性だったことにも言及した上で、「酔っ払い」が新たな犯罪として告発されることを強調している。これは証言、目撃、自白によって告発されるのであるが、「酔っ払い」本人だけではなく、「酔っ払い」を生み出した場所の責任者も告発の対象となる。「酔っ払い」が出た酒場は、3年の営業停止が言い渡される。また、罰金も比較的高い。このようにして見ると、「安息日の冒瀆」と比較して、「酔っ払い」に対する刑罰は重いと言えるだろう⁴⁸⁾。

第三群は「神に対する罵り言葉 Swearing & Cursing」である。これは直接的には主として法廷における治安判事に対するものであり、結果的に国王に対する侮辱と見なされる。今日の英米法にも引き継がれている法廷侮辱罪のことであり、罰金や拘束を伴うが⁴⁹⁾、その罪の重さは今日とさほど変わらないように見える。

第四群は「神への冒瀆 Blasphemy」である。キリスト教の教育を受けた者が三位一体等を否定するとこの罪に問われる。これを冒した場合、刑罰に罰金などは書かれていないが、軍事を含む行政サービスが受けられなくなり、コミュニティを追放されることとなる⁵⁰⁾。

第五群は「下品でみだらな行為」である。姦通や売春婦 [whore] がこれに該当する。刑務所への投獄など重い刑罰が科せられる⁵¹⁾。この部分は特に記述に力が入っており、目撃者の通報を何度も言い換えて繰り返し推奨している⁵²⁾。

最後の第六群は「賭博」である。これは比較的重い罰金が科せられている⁵³⁾。対象は経営者とプレイヤーの両方である。

45) Woodward [1701] p. 9.

46) Woodward [1699] pp. 164-172.

47) Ibid., pp. 165-168.

48) Ibid., pp. 168-169.

49) Ibid., pp. 169-170.

50) Ibid., p. 170.

51) Ibid., pp. 171-172.

52) Ibid., pp. 171-172.

53) Ibid., pp. 172.

このようにして見ると、前節で考察した『報告』が「酔っ払い」と「みだらな行為」の告発に重点を置いていたことが、ここでも明確である。神への冒瀆が重罪であるのは容易に想像できるが、それ以外は国教会に属するキリスト教としての義務の不履行が主な告発内容である中で、「酔っ払い」と「みだらな行為」に対する非難はいくらか毛色の違うものだと言えるだろう。また、どちらも人間社会の中で古くから行なわれてきたことであるとウッドワード自身も述べているにもかかわらず⁵⁴⁾、非常に重い刑罰が科せられることは特筆すべきことである。

これらの告発内容とマンデヴィルの主張は、どのような論争関係にあるのだろうか。結論を先に述べれば、マンデヴィルの場合は「酔っ払い」を経済的効果によって擁護し、「みだらな行為」は公営売春宿を媒介とした一般女性及び売春婦の安全によって擁護し、過剰な取り締まりの無益さを指摘したのである。次章ではそれを詳細に考察していきたい。

Ⅳ マンデヴィルとの論争関係

本章では、マンデヴィルの著作の分析によって、マンデヴィルと風紀改良協会の主張の関係性を明らかにする。先に協会に対する最も直接的な言及として『公営売春宿擁護論』を参照する⁵⁵⁾。協会の告発内容において、例えば安息日の過ごし方などは、拙稿で論じたように宗教を道徳教化の道具と考えるマンデヴィルにとって⁵⁶⁾、大部分は許容できるものであると考えられる。しかしながら、「みだらな行為」と「酔っ払い」の取り締まりに関しては、大きく対立すると思われる。ここで、「みだらな行為」に対するマンデヴィルの見解を確認しておく。

マンデヴィルは「公営売春はそれ自体、私的売春ほど罪でもなく、有害でもない」⁵⁷⁾と述べている。そして、公営売春宿の設立によって、この悪徳による病気を防ぐだけでなく、売春婦の数を減らすことに繋がるまで言いきっている⁵⁸⁾。売春婦たちの多くは貧困などによって「親に捨てられた子供」であるため、そのままでは詐欺や盗みなどの悪事に手を染めるしかない。そういった中で、公的な「保障」が得られる公営売春は「私的売春」よりずっと安全であり、人々の性欲の解消という社会的効用も伴って、彼女たち自身にとっても利益があるというのである⁵⁹⁾。

アーウィン・プライマーはこの『公営売春宿擁護論』が風紀改良協会に対する反論であるとし、協会の議論には普遍的教訓も含まれてはいるが大部分は洗練されているとは言い難いとマンデヴィルは考えている、としている⁶⁰⁾。本稿もこれに同意するが、プライマーの考察には他のマンデヴィルの著作の再検討が不足している。本稿は以下でその他の著作も重ね合わせて分析することで、より協会とマンデヴィルの論争関係を明確に把握できると考える。

54) Ibid., pp. 168-172.

55) 本書はアーウィン・プライマーが2006年、原文に注釈を付与して刊行しており、本稿はPrimer [2006] に収録された全文の原文を参照した。以下で『公営売春宿擁護論』を引用する際は、プライマーも記している原文のページ数を示し、注56のようにする。

56) 拙稿 [2017] 参照。

57) Mandeville [1724/2006] p. 2.

58) Ibid., p. 2.

59) Ibid., pp. 16-18.

60) Primer [2006] p. 108.

例えば、マンデヴィルは『蜂の寓話』において、「ある人々の情念はあまりにも激しく、どんな法律や教訓によっても抑制できない」とし、激しい情念の制御が不可能であることを示唆する⁶¹⁾。したがって、「いかなる政治においても、大きな不都合を防ぐために小さな不都合をがまんする」必要性がある⁶²⁾。ここで彼は、「もしも売春婦や女郎が愚かな人々の主張どおり過酷に告発されるとすれば、われわれの妻や娘の貞節を守るのに、どんな錠前なり門があれば十分だというのであろうか⁶³⁾」という反語を投げかける。過剰な告発は、売春婦でない一般の女性に危害を及ぼすというのである。私営のよく管理されていない売春宿では、男たちの制御をすることも難しくなる⁶⁴⁾。なお、風紀改良協会は姦通と売春を同様に取り締まることを目指したが、マンデヴィルの論理に従えば、売春をなくそうとする努力こそが姦通を生み出していると言える。

続いて、風紀改良協会が強調するもう一つの告発内容である「酔っ払い」についてだが、マンデヴィルは酒を、人により地位により奢侈品と見なされる場合があるとし、奢侈の取り締まりは経済を停滞させることを指摘している⁶⁵⁾。むしろマンデヴィルは飲酒を非難しないというわけだが、これは風紀改良協会側も同様だろう。協会員の中には禁酒の動きを広めようとする者もいたが⁶⁶⁾、適度な飲酒自体は容認されていた部分がある。すなわち、飲酒は悪いことではあるが、刑罰を前提とした法的告発の対象ではなかったということである。異なる部分は酔っ払い、すなわち過剰に飲んで人に迷惑をかける者に対する考えだった。協会側は酔っ払いを、快楽にふけるものとして、不道德として取り締まろうとした。だが、マンデヴィルは乱費のせいで破産する者によって社会が経済的に潤うことも指摘している⁶⁷⁾、酒のために浪費する酔っ払いは公益をもたらす存在であると見なしたと考えられる。ここに、両者の違いが見て取れる。

ここまでは、風紀改良協会との論争関係を見るため、その告発内容との対応関係からマンデヴィルの記述を追ってきたが、以下ではこれまでのような逆説的反論によってではなく、マンデヴィル自身の持論展開を確認しておきたい。ここでマンデヴィルの他の著作、『仮面をぬいだ処女、中年を過ぎた未婚の婦人とその姪の対話 *The Virgin Unmask'd: or, Female Dialogues betwixt an Elderly Maiden Lady, and Her Niece*』(1709年)〔以下、『仮面処女』と記す〕と『名誉の起源 *An Enquiry into the Origin of Honour, and the Usefulness of Christianity in War*』(1732年)から、風紀改良協会との関係性のさらなる明確化を試みる。

ウッドワードの『報告』が収録された『手引』が何度も再版される一方、1709年にマンデヴィルは『仮面処女』を発表している。風紀改良協会に対してかなり直接的な反論を行なった1724年の『公営売春宿擁護論』の思想の萌芽を、協会の隆盛期に著された『仮面処女』の中に見ることができる。その中には、ウッドワードとマンデヴィルの人間観の違いがうかがえる記述が見られる。本書は、おばのルシンダが、姪のアントニアの疑問に答える形で進む対話本であり、両者は論争的な議論にはなっておらず、あくまでルシンダの主張にアントニアが納得するという形で完結してい

61) Mandeville [1724/1988] p. 95. (泉谷訳 90 ページ)

62) Ibid., p. 95. (泉谷訳 90 ページ)

63) Ibid., p. 95. (泉谷訳 90 ページ)

64) Ibid., p. 95. (泉谷訳 90 ページ)

65) Ibid., pp. 118-119. (泉谷訳 108 ページ)

66) Woodward [1701] p. 22.

67) Mandeville [1724/1988] pp. 104-105. (泉谷訳 97 ページ)

るため、マンデヴィルの立場はルシンダ側のものであると考えられる。以下はルシンダの発言である。

輝く全てのものが金であるとは限りません。日常的に行われる多くのことは、人々が神に賞賛されるためのものですが、同時に、それらの行為が善であっても、もし彼らが行動した原理や、最初に彼らを駆り立てた動機が徹底的に分かると、大いに非難されることでしょう。[中略] 強欲の効果がしばしば、節制と呼ばれるのです⁶⁸⁾。

ここでは、道徳的に賞賛される行為がしばしば、利己的な動機から生じているということが指摘されているが、マンデヴィルの力点はその事実を暴露することよりもむしろ、道徳の相対性を示唆することにあつたと思われる。善と悪は行為そのものだけで判断されるものではなく、それぞれの状況に左右される。このような考えにおいて、ウッドワードのように不道徳を取り締まることに労力を費やす行為は問題が多いのではないだろうか。その過剰な告発の姿勢からして、社会を不安定にさせるもとであると、マンデヴィルは考えたことだろう。

ここで、社会秩序の安定をマンデヴィルが重視し、その姿勢が風紀改良協会と大きく異なっていたことを示す一例として、『公営売春宿擁護論』よりも後に著された、彼の晩年の著作である『名誉の起源』の記述を取り上げる。本書はマンデヴィルの思想の成熟期のものであると言えるが、『続・蜂の寓話』と同じく、マンデヴィルの立場を代弁するクレオメネスが、対立するホレイショを最終的に論破するという構成をとっている。対話形式は筆者の主張の両義性を示すこともあるが、クレオメネスとホレイショの位置付けについては先行研究で概ね合意に達しており⁶⁹⁾、本稿も同意するものである。以下の引用は、道徳家や政治家の内実についてクレオメネスが述べている箇所である。

統治や為政を容易にするため、あるいは一般的には社会における現世の幸福のため、人々をますます扱いやすくするために、人間の本性を研究し、人々を教化しようと努めていた全ての人に差別なく、私はこれらの名〔政治家や道徳家という名〕を与えている。私はこの種のすべての考案について、[中略] それらは多くの人々の共同の仕事だと考えている。人間の知恵は時間によって生まれる。それは一人の人間の工夫ではなく、一つの概念を作り出すのに数年以上かかる仕事だった。その概念によって、理性的被造物は自身を恐れ続け、偶像が作られ、礼拝者にさせられた⁷⁰⁾。

この記述から示唆されるように、マンデヴィルの思想において、政治家と道徳家は同じものを指していると言ってよいだろう。また、一人の特別な能力によってではなく、多数の人々の長い歳月を経た努力によって、目の前の社会秩序ができ上がっているとマンデヴィルは考えている。そうしてでき上がった社会秩序を、マンデヴィルはいかにして安定させようかと考えたのだろう。

68) Mandeville [1709] p. 73.

69) Goldsmith [2004] p. 402.

70) Mandeville [1732] p. 41.

すでに拙稿「マンデヴィルの社会秩序—政治家の役割—」では『蜂の寓話』を元に論じたことだが、政治家と道德家は共同作業として、道德を人々に信じ込ませ、社会秩序の維持を目指そうとしている。どちらも社会秩序に必要な情念を煽ったり、社会に有害な情念を嫌悪させたりすることを目的としている。マンデヴィルにおける道德とは、あくまで政治のための、よき社会秩序のための道德なのである。そういった意味では、作り出した道德的価値観の強調とそれに基づく民衆の教化もまた、重要な政治行為の一つに数えることができる⁷¹⁾。そこでは民衆を信じ込ませる巧みさが必要であり、風紀改良協会のようにいたずらに告発するのは社会を混乱させるもとであると、マンデヴィルは言いたかっただろう。それは、本稿のクレオメネスの引用からもより明らかになるのである。

このようにしてみると、マンデヴィルの長期的視点に比べて、風紀改良協会は秩序の形成過程を無視し、国教会の教義からの理想だけが先行し、目の前の成果だけを追った短期的な視点と言えるのではないだろうか。また、人々が過剰に告発を繰り返す現状にも、マンデヴィルは異議を唱えたかったことだろう。道德的教化は、そのようにいたずらな告発で達成されるものではなく、政治家の知恵によって巧みになされなければならないからである。したがって、風紀改良協会の姿勢は、彼らの掲げる道德規範だけでなく、その実行手段さえもマンデヴィルにとっては不適切だったのである。社会秩序の維持という目的から見れば、道德的教化に言及する点ではマンデヴィルと共通する部分もあるように見える風紀改良協会がマンデヴィルにとって、かえって許しがたいものだったのではないだろうか。だからこそ、彼は協会のような過剰な告発に異を唱えて、悪徳の一掃の無益さを主張したのである。

ウッドワードの記述から明らかになったように、彼らにとっては宗教的規範に対する違反を取り締まること自体が最終目的となっており、それぞれの社会的影響を考察する視点が欠けていた。これは、宗教を道德的教化の手段として部分的に効用を認めるマンデヴィル以上に、宗教の有無と道德的行為を切り分けたシャフツベリと著しく対立する思想だった。道德改革協会は、端的に述べれば手段が目的化していたと言える。また、その中でウッドワードは経済に対する悪影響を風紀改良の必要性の根拠として挙げていたが、それはグレッグも指摘する通り⁷²⁾、この協会が「宗教的徳 Religious Virtue」の観点から抜け出せなかったこと、すなわち宗教と道德の分離ができなかったことによる、理論的限界による誤った認識だったと言えるだろう。

マンデヴィルは政治家が人々を道德的に教化することによって統治したとする一方で、悪徳を一掃しようとする考えに疑問を投げかけた。これは論理的矛盾ではなく、どちらも社会秩序の維持のために言及しなければならないことだった。悪徳を一掃しようとして告発に躍りになっている風紀改良協会も、道德的に教化される前の人間と同じく、社会秩序に混乱を与える存在であるとマンデヴィルは見なしたのである。

V 結論

本稿はウッドワードの『報告』と『説明』を考察し、マンデヴィルの著作の記述との論争関係を

71) 拙稿 [2017] 参照。

72) Gregg [2001] pp. 19-21.

追うこととなった。その結果、マンデヴィルの思想に一貫性を見ることがより可能になった。ウッドワードの記述には、不道徳を取り締まるための対策は書かれているものの、それがどのような影響を与えるかの考察が欠けていた。また、協会の運動の広がりのみを「成功」の証拠とする問題があった。ウッドワードは確かに現実の問題に対処しようとしたが、社会的影響を考えずに理念のみで突き進もうとした。そこから引き起こされた過剰な告発は、社会を不安定にさせるもとだった。

マンデヴィルの長期的視点に比べて、風紀改良協会は社会秩序の形成過程を無視し、目の前の成果だけを追った短期的な視点だった。マンデヴィルによれば、道徳的教化はいたずらな告発で達成されるものではなく、熟練した政治家の知恵が必要である。したがって、マンデヴィルは協会のような過剰な告発に異を唱えて、悪徳の一掃の無益さに言及することとなった。マンデヴィルは政治家が人々を道徳的に教化することによって統治したとする一方で、悪徳を一掃しようとする考えに疑問を投げかけたが、これは論理的矛盾ではなく、どちらも社会秩序の維持のために言及しなければならぬことだったのである。

本稿は風紀改良協会の取り締まり内容を確認したが、それは道徳的規範の勧めとしては非常に細かいものであり、国教会の教義を隅々まで守らせようとする狙いのみが色濃く出ていたように思われる。「酔っ払い」や公での「みだらな行為」の禁止に、他よりも大きな重点が置かれていたのが、そのことを象徴しているだろう。この一覧には、殺人や強盗などの明確な不道徳行為は含まれていなかった。協会は罪のボーダーラインを引く作業を行なったとも言えるかも知れないが、そこには宗教的理想が先行し過ぎていた印象がある。ただ、道徳的強化により国民を導くという意図は、根本的にマンデヴィルと大きく共通しているだろう。

最後に、本稿に残された今後の課題を述べておきたい。本稿では協会の手引の執筆者であるウッドワードを代表例として考察したが、彼以外の協会の主張を各個考察する必要性は依然として残っている。ウッドワードの『説明』に載っている禁止事項のリストに関しては協会内で共通の了解があったと推察されるが、協会の主張が一枚岩であったか否かについては、次稿以降で詳細に確認する予定である。

謝辞

本稿の初期の草稿は日本イギリス哲学会第54回関西西部会において発表した。頂いた質問とコメントに深く感謝する。なお、本稿は2016年度に京都大学大学院経済学研究科において採択されたリサーチング・アシスタントとしての研究プロジェクト「B. マンデヴィル研究の革新のための文献学的調査」の助成を受けた成果の一部である。

参考文献

- Goldsmith, M. M. [2004] "Mandeville, Bernard (1670-1733)" in *Oxford Dictionary of National Biography*, edited by Matthew, H. C. G. and Brian Harrison, Oxford University Press, vol. 36.
- Gregg, Stephen H. [2001] "'A Truly Christian Hero': Religion, Effeminacy, and Nation in the Writings of the Societies for Reformation of Manners", *Eighteenth-Century Life*, 25 (1), Duke University Press, pp. 17-28.
- Horne, Thomas A. [1978] *The Social Thought of Bernard Mandeville: Virtue and Commerce in Early Eighteenth-Century England*, The Macmillan Press Ltd. and Columbia University Press. (山口正春訳『バーナード・マンデヴィルの社会思想—18世紀初期の英国における徳と商業—』八千代出版, 1990年)
- Mandeville, Bernard de [1709] *The Virgin Unmask'd; or, Female Dialogues betwixt an Elderly Maiden Lady, and Her Niece*, London, 1st edn. ESTC / T055928 (Eighteenth Century Collections Online).
- Mandeville, Bernard de [1724/1988] *The Fable of the Bees: Or Private Vices, Publick Benefits*, vol. 1, Liberty Fund.

- (泉谷治訳『蜂の寓話—私悪すなわち公益—』法政大学出版局, 1985年)
- Mandeville, Bernard de [1724/2006] "A Modest Defense of Publick Stews" in Primer, Irwin [2006] *Bernard Mandeville's "A Modest Defence of Publick Stews": Prostitution and its Discontents in Early Georgian England*, Palgrave Macmillan.
- Mandeville, Bernard de [1732] *An Enquiry into an origin of Honour and the Usefulness of Christianity in War*, Biblio Bazaar.
- Spurr, John [2004] "Woodward, Josiah (1657-1712)" in *Oxford Dictionary of National Biography*, edited by Matthew, H. C. G. and Brian Harrison, Oxford University Press, vol. 60.
- Speck, W. A. [1975] "Mandeville and the Eutopia Seated in the Brain", *Mandeville Studies: New Explorations in the Art and Thought of Dr. Bernard Mandeville (1670-1733)*, Springer.
- Woodward, Josiah [1699] *An account of the societies for reformation of manners in London and Westminster, and other parts of the kingdom With a persuasive to persons of all ranks, to be zealous and diligent in promoting the execution of the laws against prophaneness and debauchery, for the effecting a national reformation*, London, 1st edn. W3512 (Early English Books Online).
- Woodward, Josiah [1701] *An account of the progress of the reformation of manners, in England and Ireland, and other parts of the world*, London, 1st edn. ESTC / T111057 (Eighteenth Century Collections Online).
- 青柳かおり [2008] 『イングランド国教会—包括と寛容の時代』彩流社。
- 甲田太郎 [2015] 「シャフツベリの社会秩序—徳の相対的側面とその育み方—」『経済論叢』(京都大学) 189 (2), 61-74 ページ。
- 甲田太郎 [2017] 「マンデヴィルの社会秩序—政治家の役割—」『経済論叢』(京都大学) 191 (3), 17-34 ページ。
- 坂下史 [1997] 「国家・中間層・モラル—名誉革命体制成立期のモラル・リフォーム運動から」『思想』(岩波書店) 879, 140-165 ページ。
- 武井敬亮 [2016] 『国家・教会・個人—ジョン・ロックの世俗社会認識論』京都大学学術出版会。
- 田中敏弘 [1966] 『マンデヴィルの社会・経済思想』有斐閣。
- 山田園子 [2013] 『ジョン・ロックの教会論』溪水社。
- 山本範子 [1996] 「名誉革命体制成立期のモラル・リフォーメーション運動：『道徳改革協会』(The Societies for the Reformation of Manners) を中心に」『寧楽史苑』(奈良女子大学) 41, 1-19 ページ。
- 山本範子 [2015] 「名誉革命体制初期におけるキリスト教知識普及協会と慈善学校運動—ボランティア黎明期の動向—」『西洋史学』(日本西洋史学会) 259, 19-36 ページ。